

## ■ 主なご意見の概要と、それに対する国土交通省の考え方

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
01	別記第一号様式「届出書」第三面の【空気調和設備】及び【給湯設備】の【ハ. 省エネルギー性能】に（住宅以外の建築物のみ）という文言を追加していただきたい。	届出書の注意書きにその旨を記載しております。
02	届出の添付書類について、外壁等の修繕・模様替が劣化部分の改修と化粧直しの場合は、熱損失防止の措置に関する書類・図面の添付は不要と考えます。また、届出自体不要と思います。	外壁の部分的なひび割れ等の劣化部分の改修や、塗装等の化粧直しの場合は、修繕又は模様替には該当しないため、届出は必要ありません。
03	定期報告の時期について、官公庁施設の場合、定期報告の初回は6年以内として頂きたい。	建築物の維持保全とは、特に建築設備に関しては、その省エネ性能を保つためには、年に1回程度は定期的な点検・管理が必要です。よって、初回であっても3年目の定期報告は重要であると考えられますので、原案通りとします。
04	届出書の様式について、以前の様式に戻していただきたい。	これまで届出に係る様式は規定しておりません。
05	省エネ措置の届出について、平成18年3月以前に設計を終了した大規模修繕等の物件に関しては届出対象外としていただきたい。	省令に関するご質問ではないと思われませんが、平成18年4月1日以降に既存建築物の大規模修繕等を行う場合は、同日後速やかに届出をしていただければよいこととなります。また、工事内容が確定していない場合は、届出後に、それらが確定し次第、変更届出書によって、内容変更をしていただくこととなります。
06	届出書の注意書き4の第三面関係②について、「建築計画」と「設備計画」がおのおの第三面の3と4であることを明示していただきたい。	様式や注意書き等からその旨ご理解いただけるものと考えています。
07	届出書の注意書き4の第三面関係②（5）について、用途としては同一であっても部分的に使用状況が異なる場合は部分ごとに異なる用途を適用できる旨を記載して頂きたい。	用途の詳細な適用関係については、省令ではなく解説書等で示していくこととします。
08	届出書の注意書き4の第三面関係②（7）について、「集会所」と「集会場」を統一して頂きたい。	現行の「建築主の判断の基準」に準じて記載しております。
09	届出書の注意書き4の第三面関係⑥について、「省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表」とは省エネルギー計算書のことでしょうか。	貴見のとおり。
10	変更届出書の変更内容の概要について、変更の概要に具体的な必要項目を明示して頂きたい。	届出した事項を変更した場合は、変更届出書の提出が必要となります。
11	定期報告書の報告者について、所有者と管理者が異なる場合は、管理者であることを明示して頂きたい。	法律では、所有者と管理者が異なる場合は管理者が報告すべきものとなることが明記されております。
12	定期報告書の調査者について、資格を明示し	建築基準法では法律上に一定の資格者によって行

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
	て頂きたい。	うべきことが規定されていますが、本省エネ法の住宅・建築物の定期報告においては特にそのような規定はありません。
13	定期報告書の注意書き3の⑧について、判断項目とその基準を示して頂きたい。	求められる事項は「特定建築物の所有者の判断の基準」として示されます。詳細な点検内容や判断のポイント等については解説書等で示していくこととします。
14	定期報告書の注意書きの⑨について、省エネルギー措置の変更は前回報告以降のものを対象とすると明記して頂きたい。	ご指摘の内容は、注意書き4の⑦に記載されているものと理解しています。
15	届出書第二面【4. 工事施工者】は、建築工事の施工者でしょうか、それとも、設備工事の施工者でしょうか。	届出に係る行為が建築工事であれば当該建築工事の施工者、設備工事であれば当該設備工事の施工者のことをいいます。
16	届出書第二面【6. 工事着手予定年月日】及び【7. 工事完了予定年月日】における工事着手とは、建築物の工事着手のことを示すのでしょうか、それとも、設備機器などの工事着手を示すのでしょうか。	届出に係る行為が建築工事であれば当該建築工事の着手、設備工事であれば当該設備工事の着手のことをいいます。
17	共同住宅とその一部に店舗を有する建築物で、届出を行う時期に店舗部分の用途が確定していない場合は、どのように届出を受理すればよいでしょうか。	はじめに工事の着工の予定日の21日前までに届出をしていただき、用途が確定し次第、変更届出書によって、内容変更をしていただくこととなります。
18	定期報告書の届出について、平成15年4月以降に届出を行ったものを対象としていると思われませんが、現行の法15条の2の規定に基づかない届出は定期報告の対象外と考えてよいでしょうか。	届出義務が適用される建築物について行われた届出に係る建築物は、いずれも定期報告の対象となります。よって、工事の着手の予定日の21日前に届出を行わなかった建築物は定期報告の対象となりますが、床面積2,000㎡未満の建築物に係る届出を行った建築物は、対象となりません。
19	届出を行ってから定期報告をするまで、もしくは定期報告を行ってから次の定期報告を行うまでに用途の変更がされ、省エネ法上の届出を行った際に「適用した基準」と異なる場合の報告はどのように取り扱うのでしょうか。	定期報告は、建築主の判断の基準（PAL、CECによる評価等）によって判断せずに、特定建築物の所有者の判断の基準（届出した事項に係る維持保全）によって判断されるため、用途変更をした場合も取り扱いは変わりません。
20	届出を行ってから定期報告をするまで、もしくは定期報告を行ってから次の定期報告を行うまでに建築物に新たな設備を導入した場合はどのように取り扱うのでしょうか。	床面積2,000㎡以上の住宅・建築物に給湯設備を設置する場合は、届出対象となります。よって、当該届出後の定期報告は、設置した給湯設備に関する定期報告が必要となります。
21	共同住宅とその一部に店舗を有する複合用途の建築物では、それぞれから報告を受けると考えてよいでしょうか。	報告義務がかかるのは、所有者と管理者が異なる場合には管理者となりますので、一般的には当該建築物の管理者の方が一括して報告していただくこととなります。
22	省令案中の「又は電気」の削除	ご意見を踏まえ修正させていただきます。
23	京都議定書の発効等、地球温暖化対策が我が国の喫緊の課題である以上、特定建築物（床面積2,000㎡以上の建築物）及び住宅の新築、増	今回の法改正は届出を義務付けることにより省エネ措置の促進を図るものであり、一律に省エネ措置を義務付けるものではないため、原案通りとします。

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
	改築においては具体的な省エネ措置の対策と同時に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定された等級4以上（平成11年に制定された次世代省エネ基準）であることの証明書（国が認定した検査機関が発行したもの）を添付させるべきではないか。	

※ 頂いたご意見のうち、今回の改正案に係るもの以外のご意見、ご提案等についても、今後の制度運営の参考とさせていただきます。